

第2節 潤いのある魅力的な生活空間の保全と創造

1 都市環境

都市公園は、都市における緑とオープンスペースにより都市の災害に対する安全性の確保、健康の増進、公害の防止、レクリエーション、スポーツ、文化活動等の需要に対処する多目的機能を有する重要な都市施設の一つです。

地震災害時における避難地、避難路、火災の延焼防止の効果、また、レクリエーション等の利用による心身の健康づくり、さらに高齢化社会に対応した住みよい安らぎのある環境の創出とコミュニティの増進に寄与するなど、都市公園は都市環境の改善を進めるうえで、最も有効な役割を果たす施設としてその整備の緊急性はますます高くなっています。

本県の都市公園の開設状況は表2-1-24のとおり合計238カ所441.30haで、都市計画区域内人口当たり面積は7.40m²/人となっており、全国平均8.70m²/人（平成16年3月末現在）を下回っています。

このうち、平成16年3月31日時点の県営都市公園の設置状況は表2-1-25のとおりです。平成15年5月31日には、鳴門ウチノ海総合公園が一部開園し、現在は南部健康運動公園の早期供用を目指し、整備促進に努めています。

表2-1-24 都市公園開設面積

（平成15年度末—H16.3.31現在）

種類 市町村	基幹公園						特殊公園			大規模公園			緩衝 緑地	都市 緑地	合計		都市区 域内 人口 千人	一人当 り公園 面積 m ² /人														
	住 区			都 市			風致	動植 物園	その他	広域	レ ク 都 市 営	国			箇所	ha																
	街区	近隣	地区	総合	運動	緑地																										
																			緑地													
徳島市	92	13.03	4	5.37	3	15.31	2	49.23	1	9.10	3	28.81	2	29.59	1	6.50	1	58.11					11	60.73	120	275.78	267	10.33				
鳴門市	31	6.36	4	7.67			2	30.35	1	25.60	1	3.44											1	1	7	5.90	47	80.33	63	12.75		
小松島市	4	0.26																								4	7.54	43	1.75			
阿南市	1	0.10	1	3.54																					2	6.26	4	9.90	40	2.45		
石井町	3	0.38			1	4.36	1	7.18																		5	11.92	27	4.41			
那賀川町	1	0.31																								1	2.20	2	2.51	11	2.28	
羽ノ浦町	13	1.09	2	1.44																						1	0.96	16	3.49	12	2.91	
日和佐町			1	1.30																						1	1.30	4	3.25			
牟岐町	1	0.13					1	5.90																		2	6.03	5	12.06			
松茂町	1	0.05	3	4.36																						4	4.41	15	2.94			
北島町	19	4.94	1	2.12																						20	7.06	21	3.36			
藍住町																										0	0.00	32	0.00			
鴨島町	3	0.69	1	2.35			1	9.20																		5	12.24	25	4.90			
脇町					1	3.77																				1	3.77	15	2.51			
貞光町	1	0.10																								1	0.10	4	0.25			
池田町	3	0.77	1	0.75			1	5.70	1	7.50																6	14.92	12	12.43			
合 計	173	28.21	18	29.1	5	23.44	8	107.56	3	42.20	4	32.25	2	29.59	1	6.50	1	65.39							1	1	22	76.05	238	441.30	596	7.40

表2-1-25 県営公園の設置状況

(単位: ha)

名 称	所 在 地	公 園 面 積
蔵 本 公 園	徳 島 市 庄 町	9.1 (9.1)
新 町 川 公 園	徳 島 市 藍 場 町 外	4.9 (4.9)
鳴 門 総 合 運 動 公 園	鳴 門 市 撫 養 町 立 岩 外	25.8 (25.6)
日 峯 大 神 子 広 域 公 園	徳 島 市 大 原 町 籠 山 外	152.2 (65.4)
文 化 の 森 総 合 公 園	徳 島 市 八 万 町 向 寺 山 外	40.6 (29.2)
鳴 門 ウ チ ノ 海 総 合 公 園	鳴 門 市 鳴 門 町 高 島	22.1 (19.7)
南 部 健 康 運 動 公 園	阿 南 市 桑 野 町 桑 野 谷 外	70.0 (0.0)
計		324.7 (153.9)

() は平成16年3月31日現在の供用面積

2 風致地区

風致地区は、都市における自然的環境を良好にするために、樹林地、水辺等の自然的要素に富んだ地域等を都市計画に基づき指定し、条例に基づき建築物その他工作物の建設や宅地造成、土地の開墾、建築物の色彩の変更、木材の伐採等の行為に対し風致の維持のために規制を行っています。

平成15年度末における県下の風致地区の指定状況及び平成15年度中の風致地区内における許可等の件数は表2-1-26のとおりとなっています。

表2-1-26 風致地区の指定状況

(平成16年3月31日現在)

都市名	風致地区の 名 称	面積 (ha)	指定年月日	平成15年度中の許可等の件数		所管
				許 可	届 出	
徳 島 市	眉 山	794	46.10.15	6		県
	城 山	21	〃			県
	小 松	25	〃	2		県
	日の峰大神子	182	〃			県
小松島市	日の峰大神子	78	〃	5		県
	箕山恩山寺	112	〃	1		県
	金磯弁財天	8	〃			小松島市
計	6	1,220		14		

3 天然記念物

(1) 概要

本県における国・県の指定件数は、動物10件、植物64件、地質・鉱物10件であり、また、市町村指定の天然記念物の数もおよそ100件を数えています。その範囲は広域にわたっているものもあり、今後の保護行政の在り方は自然環境保全と密接に関連した重要な課題となっています。

なお、県内各地に分布する国・県指定の天然記念物については、県内に配置されている16名の文化財巡視員による文化財パトロールが実施されています。

また、カモシカの分布・生息状況については、平成14年度から2か年計画で特別調査が実施され、前回(平成6・7年度実施)に比べ、カモシカの個体数は増加し、分布も剣山を中心にして四国東南部山岳地帯のかなり広い範囲に及んでいると考えられます。

(2) 事業内容

補助事業としては、説明板や標柱の設置、除草などの環境整備のほか、特に植物に関しては必要に応じて土壌改良や害虫駆除等の樹勢回復事業等を実施しています。

また、カモシカに関しては平成14・15年度の2か年計画で特別調査を実施しました。

(3) 保護・保存について

国指定のものは文化財保護法により、また、県指定のものは文化財の保護に関する条例により守られています。天然記念物の周辺の開発や天然記念物に係る事業の施行に際しては、工事の施工方法等について、その保護保存に配慮したものとなるよう関係機関と事前協議を行った上、現状変更の許可申請が必要です。

表2-1-27 天然記念物等数 (平成16年12月現在)

		国指定	県指定	計
天然記念物	地質・鉱物	2	8	10
	動物	7	3	10
	植物	11	53	64
	計	20	64	84
名勝・天然記念物		0	2	2

4 今後の取り組みの方向性

(1) 都市環境

豊かな生活環境の保全と創造を図るため、都市公園等の整備を進めてまいります。

(2) 風致地区

「風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令」の改正をうけ、緑地率の制定等を行い、また同時に現行条例の見直し、平成15年度に条例の改正を行います。

今後も、都市の自然を守り、付近の景観を重視し、住みよい町づくりを目的として取り組んでまいります。

(3) 天然記念物

天然記念物の動植物の中には、生息・生育の状況が変化し、自然のままでは、良好な状態を保つことができないものがあります。その場合には、原因を明らかにした上で、積極的な保護の手をさしのべる必要があり、生育環境の改善や樹勢の回復、飼育・繁殖等の事業を進める必要があります。地質・鉱物についても風化や浸食から天然記念物を良好な状態に保つために、適切な保護が必要となります。

また、天然記念物は地域の自然と文化の結びつきを知るとてもよい教材です。そこで、広く天然記念物の価値を認識してもらうための取り組みと、天然記念物の価値を次世代へと確実に伝え、さらに現代生活に活かすための取り組みが必要です。